

說教
意

新刻五憲法

全

9

保
73
2400

此五憲法、稱スル者、先代旧事記、
者、并世人ノ信セサル書ナリ

享保十九年甲寅十月ニ黒田進豆前守ト云フ

者、和辭ニ云ク、明治四年辛未、秋ニ淨土宗

學士師神河ト云ク、人カ刻シタリ

此、神河ト云ク、人カ極テ先代旧事、本紀ヲ信スル

人ナリ



門 2400
卷



和字五憲法序山中

五憲法者皇國之梁柱也不可
不修理焉吾內神阿志厚於書
旨選其科注今又刻之可謂
學事之情理人也夫此舉也
位此誰不隨也若予亦加之序

力上...



の規繩なうせし事をかきし。且ハ皇太子能遠
 忌小向ひ。王改鎮護乃御誓取を仰ぎ奉
 らん事をさし。数年巡講を同。法意の人多
 く。己は弘通さうんならむと。於文庶人々
 下。倦せらる。令せし。敵慮を。下愚小中。承渡
 らさまほし。之。國を是。成。如。子。行。て。弘。人。出
 とを。請。ふ。人。の。教。多。あ。終。ハ。其。心。以。切。不。能。折。し
 之。と。因。皇太子能法隆學問寺。一山能傳之。願

じ。是を皇太子殿中に講せし。と云。其。所。於。
 中。院。能。也。定朝 僧部。其。如。子。能。玉。冊。を。授。さ。る。あ
 り。於。皇太子能。我。を。名。さ。せ。り。多。し。ひ。て。即。ち。人。を
 不。な。う。ん。と。このすい。是。踏。を。も。り。た。於。之。法。之。比。の
 余。り。と。述。小。官。許。を。系。ま。梓。を。昇。し。て。昔。々
 せ。り。流。し。た。ら。あ。し。う。は。王。改。能。一。助。も。有。り
 傳。の。ぬ。へ。し。然。小。序。之。馬田を承。通。系。と。四。憲。法
 と。能。中。小。心。さ。し。の。齟。齬。の。多。く。會。合。せ。ら。る。事。序

文のごとくある。心もつ徑をそとせりともみん。右
 一の於此 非阿亦一義を没て。是誠助く。已小
 本紀此序に。其以詔書を以て考ふに。初は
 八。麻の角十七字の教をたす。十七憲法と
 せん。ふつて。四憲法を製し詔書ある。又
 一。聖卿と評議。麻角十七字の義理をとり
 改め。と流布せしむ。なごもる。年。蓋
 一。天度の王政をおもひ。

推古天皇。聖德太子。小縁をたす。と云。此の
 こと。苟くも天の下に任みく。天の教を
 事成らし。天政乃王道を慕ふ。誰の世復
 古。神武王政の古をおもひ。今古典
 此教きを温ぬ。天下一新。此一物ともなる。心
 一。方今 勅誓。衆民保全。國無を被じ
 たらん。つて。身此後を敬ふ。本紀是と
 一。とたす。余の。天政を補佐。一。同志を盈

不習。琴の樂器なり。樂と人情を和す。此故、身一素
 の和道也。政と人倫を治む。人倫は乃、和道と
 先好むいなり。次、斗と斗柄なり。天、順とめど、
 このゆゑに身二素の順道也。明、乃、政乃と成に。
 天、おほむ地乃せ。君の言、小、明ひ。若、れ、行、よ、あ、ぬ。次、斗
 月と進、退、と、此、節、分。禮、乃、體、あり。これ、故、身三素の
 礼、乃、儀、なり。人倫の大儀なり。台と三公、星、れ、名、あり。
 天性を治、さ、さ、さ、此、ゆゑに身四素の政、道、なり。王道
 此、本、なり。鏡、と、明、照、の、意、あり。明、い、神、也。照、と、智、れ、用

なり。此の故、身五素の智、道、なり。政、道、れ、大、要、あり。
 竹、と、長、草。節、あり、と。肉、の、う、つ、筋、と。色、乃、常、弊、と。性、の
 強、との徳、あり。官、小、何、不、者、と。心、以、虚、に、し。心、根、と、養、く
 し。事、亦、ほ、と、く、し。形、と、常、小、に、され、官、は、居、る、身、に、
 ん、乃、なり。此、故、身六素の友、乃、なり。王道の大務、と。
 冠、と、位、階、の、意。朝廷、れ、居、る。位、階、を、以、て、礼、は、その、ふ、この
 故、身七素の位、道、也。皇、政、純、極、あり。契、い、と、費、
 なり。文字は道理とあり。道理は信、小、信、と、立。信、と
 乃、理、あり。て、起、る。此、故、身八素の信、道、なり。方法

此要なり。龍と玉の物あり。大身はもて小漁子
かたは。これ強の心也。と此故小舟九幸の謙道と云。
強乃礼道此宗なり。花と開落私れ。貴爵の由
小舟事道乃相あり。舟十幸の事道と云。政乃此
曲なり。日と天の主あり。烈光と主湯との徳と備へ
神道存元此主上はあは。主上と日徳と以て自
をこの。后下の日徳とめてまはさるる。この故小
舟十一幸の王道と云。舟え乃元なり。車と舟と
ゆれ雲。両輪はるる。開は。有司はる。舟のつらさく
に

是もる。智はそれへて。不足をを此は。事は用開る
れ。此ゆえ小舟十二幸の司道と云。官道の用也。
地と六地なり。貞定にして万物を好む徳乃は。此
故舟十三幸の徳道と云。万善の根なり。天と
九天なり。四時百刻毫釐も私れ。は故小舟十四幸の
公道と云。皇政乃細あり。水は其解文と水潤和
方圓皆時小随ふのす。と此時此みちと表は。此
ゆえ小舟十五幸の時道と云。民と使ふの基にして
徳道と云。龍の目乃雲。舟目志れぐにして。大小の

事改わりの。おの改小身十六条の品道とあり。法華
に急ぐるに接あり。鼎と竈の番。二足は以てその
これ儒佛神法三法におある。儒は五典を明にして。存
世を治む。佛の功後世におよぶ。釋と五教を後て。後世を
みちびき。佛の徳存世におよぶ。神は今乃世。佛の世を
わくるまで。同様の修共て備あるに。此改小身十七
章は法道改りの。法色に改道をまきと。餘れ。廉
文は。琴。斗。月。台。鏡。竹。冠。契。龍。花。日。車。地。毛。水。菴。鼎。此
又字にありて。和。順。礼。政。智。官。位。信。謙。事。主。司。德。公。

時。品。法。法。十七。道。改。り。皆。一。やうに。修。ふ。あ。つ。て。毛。道
の。改。道。よ。う。好。ふ。故。小。上。天。廉。角。子。何。う。け。し。聖。德。皇。位
共。小。備。へ。お。此。改。憲。法。よ。う。う。修。ふ。只。通。蒙。憲。法。の。と。
日本紀に書て。世に流布は。流布は。本小の。身二條子。
篤。敬。三。室。純。素。を。記。し。以。て。其。箇。條。と。れ。一。改。く。小
後。ま。て。あ。も。と。ぐ。錯。乱。は。身。二。條。の。も。と。斗。文。に。あ。る。斗
文。小。ま。る。が。ゆ。ゑ。子。順。道。改。な。ふ。天。れ。修。む。地。の。せ。君
能。言。居。る。も。修。り。上。行。ひ。下。ま。る。が。ふ。の。義。是。に。あ。る。
敬。三。室。此。義。と。適。當。き。ん。身。十。七。條。の。鼎。文。小。ま。る。も。

三法鼎乃ごごあふび三法義とやる事ハ不可獨
斷乃まハ鼎文のあふびを三條目より下終
に即ちまご。これ廉文の違ハ憲法に因る事ハ
此義を小可らば。又三法は二室をささば。儒佛神乃
三法をささば。執政の事ハ聖皇教示れ事要
なる。三室やハ鼎文の義めささば。聖皇の本懐ハ
此義を小可らば。十七條は紀ハ鼎文の事ハ
三法は義と示ハ。何ぞ通蒙の事ハ。三室といふ
也。此義ハ佛子。むごご佛道義をささばむゆえハ

三室乃字ハあふび。すゑに出る法会をささば。あふび
第二條ハあふび。中書王をささば。日本
紀ハ紀ハあふび。舊事本紀ハ紀ハ。又憲
法乃本據ハ法ハ。ある人々をささば。五憲法
をささば。余その望に法ハ
次ハ。廉文ハ。勅文ハ略ハ。知ハ。むとて
いハ。此ハ。端ハ。あふびの事ハ

享保十九甲寅年十月十日 瓊山子あふび

白鹿之圖

頂高八尺身長五尺八寸
角枝十七膝每枝根有交



憲法本紀序

奉詔 群卿記

推古天皇十有二年四月。上宮太子奏して曰。神武天皇
 の上代の君正しく臣誠に。朝政自ら立て。別小憲法は
 用るに及ぶ。然る小近世寡卿万黎。天有の正直と失む。下
 世よきてい法度行われ。天有を私と紛を速く。心及と
 失ひ。或い妄りに法度改む。還て治世を乱す。ことまん然
 伏して希い陛下の聖徳。佳義の法度なき。上代よ復ら
 止め給へ。時々天皇曰く。大王の勸め時ある。希い我小
 代々之と製せ。茲小於て上宮太子。群卿と議し。

通蒙憲法を製して献上し給へり。天皇大に悦び再び
 曰く願ひ諸家のため小別断す。相當の制規と布と茲小
 於て上宮太子再び群卿と議し。四憲法と製して。五憲
 法を全し給へり。且群卿小示して曰く正政の本は學問に在
 學問の本は儒釋神なり。是此二法は天極の自有にして
 人造の私小非也。能神武天皇の政小導た國家を治先
 人情と正し。黎民を善むるは實物なり。然まざるも互小其
 一は通じて餘の二は知ざる者い。是妄物なりと謂て之を
 誹謗し。交も嫉妬し。故に天政を破りて叛者となす大

罪なり。か亦學問を治し給へり。是學の尤をたよとせ給へ。是
 己が知て好むるは甘し。偏痴して知ざるは妬と嫌ひ。
 自ら廢するのめり給へ。人ともよめ。其癖小同くよめ
 ひことと欲は。是此の二法は經中にある法の法理堅固小
 して能機小治む。或は直小。或は回小。或は見小。或は匿小。巧
 に世の人情と直し。民の欲と伏し。面を憲く天政の大益小
 入と何るは辨むる政は。かくも人い。いはる博識小
 するも。其學ぶふれ書籍と空言あり。め。天政の用小預
 らばるなり。孰惟るに。機法合とん利益をれ。故に此法と

此機と化せしむる。は機小い合ひ。又此機は此法は能く歸伏
 せ。此法とて還て邪見や解る。是又國と時と相應と。と
 せ。此法と辨へば。又高大小て人道は益を能く能くも
 還て大益と能く。又近き教ふて人よ益有るは。風土異に
 益少く。此異は。偏頑なる。是に
 幸も説事め。天理は。是に。是今時の
 凡学の。上代の智者にも。亦天政と。是を
 人よ於て。其時れ理は。事の宜きに任せて。言
 一往道理小。天理小。契と。是を。成せ

皆空言とある。執政は人の能試。空言小。實言を
 たり。實言に。空言と。要に能く。其言
 少。終と。人の行跡を。用ゆ。必速く。人
 夫政と古典。各皆一。天的。天有の理と。天命
 の善小。當る教。皆政典の法を。信用を。是を
 高下直回。國度と時機を。異る。輒く。是を
 法。又天的。外る教。何ほど巧む。天政は
 益。皆捨る。縦令天的。中る。我
 國法小。害有る。並ふ之は。神道の我國は本教。

何をれ道よりめ是非すべし。但一天竺の金輪王の大覚典。
 震旦と老子孔子孟子等は天の的中る大法を説く。我
 各元尔障る句を除去。不浄の句を皆用と。神道の詞を
 補る。示し。時小天皇詔て曰。
儒釋兩憲法
 縦令時運に機改る世や。是に背き異法と庸ある
 莫き代に行政此は依も改めず。天政三光の改の改は禁む。國家
 豊泰。社稷堅長あるん。然るに若高慢を以て之と經。
 新異則改て政と改む。世穩饒を。社稷堅長
 あるべ。必改る。莫き。同年五月六月十月詔て五憲法を行はる。

推古帝勅五憲法

通蒙憲法

和琴

順斗

一曰。和と心て貴とん。さうふ事あると宗や。人みれ
 黨あり。まゝ違者さくか。是を以てあるひは君父子
 順とん。さうらに隣里小違ふ。志を此が上や。さうさ。
 下むつまぐくて。事論ずるにかあるひや。のへば。則ち
 事理おのづから通じ。何事なり成さる。

二曰。詔はうけてい。かあらん。謹め。君と此天は則ち。
 是の地と列る。天これほひ地は。四時明い。

力五憲法

四

礼月

改台

初は四方に氣通じること。故得地より天をおる人と
 すれば。やがて海にのれり。是を以て君乃て治まら
 居る事治る。上行して下なる。故におれは治る。治るに
 して。好むすつしめ。情ごんがあるべし。治
 三曰。群卿百寮。礼を以ておる。民を治むるは。本に
 要するに。禮より。上礼せざれば。下とせざれば。下礼を
 とれば。かあるに。形あり。これ故に。以て君臣礼あり。位の
 次をみざれば。百姓禮のまじは。國家をさへゆる。

四曰。飧を給ち。

食をむき給ふを飧とす。食は。おれおりの。事。治せしむる。なり。

欲は棄て。

重。治。成。家。治。む。は。治。む。こと。

智鏡

是ら。あまらうに。新。松。は。あま。ま。ま。百姓。れ。う。う。ん
 は。一日。ふ。子。事。あり。一日。す。ら。ち。なる。志。あり。况。や。年。を
 か。さ。ぬ。と。や。お。の。に。れ。松。は。治。む。者。と。利。を。ほ。る。故
 常。と。ん。猶。と。ん。て。い。吟。味。す。べき。故。ゆる。に。財。ある。者。乃
 松。と。石。は。氷。に。お。ぐ。故。が。如。し。入。やす。是。者。の。新。と。あ。と
 石。と。ち。と。る。と。ご。と。し。是。と。い。う。貪。民。と。よ。治
 而。故。と。う。べ。は。乃。道。も。亦。と。い。お。いて。関。也
 五曰。悪と懲り善を勸むるは。古れ。の。曲。あり。是。を
 以。て。人。の。善。と。う。く。は。こと。なく。悪。は。見。て。は。う。れ。ら。ん。

きざい。其編治の者と別ち國家を覆に利益。人
民はなするべきなり。ほく信媚乃者は上と
對して。好んで下れ過故也。下にあひても。則ち
上の失誤を以て。かくれめき人ともれ。君子忠ある。
民に仁あり。あれ大赦の幸なり。

官竹

六曰。人おのこそきく。れ後あり。みどれざるやう
につとむ。其の賢哲。官ある時。すから。願音
れる。姦者。官ふあき。別ち禍れをげ。世子生
か。つら加。そのを。少く。よく。おの。つ。聖。や。ある。事。は

位冠

大小とれく。人故得て。かあらば治る。治る時。急にも
緩も。賢ふあひて。寛なり。これふより。て國家永久
とて。社稷。老を。幸ふ。故。小聖王と。官れ。き。先ず
よ。死。人。を。り。こ。む。わ。つ。氣。に。ほ。ふ。人。故。よく。せん。や。て。
官と。も。こ。む。は。あ。き。を。り

七曰。群卿百僚。よく朝王。おそく退る。王事。靡。監。
大事の。幸。なり。終日。に。お。し。ぐ。は。是。と。ひ。て。お。そく
朝。す。ま。ば。急。乃。事。ふ。お。そ。く。退。は。事。
ほ。き。ず

信契

八曰。信々此義本有り。幸毎に信あり。其
善惡の成とやぶるは。かあるは信より。群臣とも
に信何ぞ。何事成げむ。群臣信々此は。万事
あつぐの敗る

謙龍

九曰。念を絶ち。心ふ多くたらず。膜を棄て。形を現え
さば。人の違ふあるを怒らば。人皆おのく執るおれ
んあま。彼を我とのする事。彼を死にせしむるは。
我をたれど彼非ある。おれ必しも聖ふあらば。彼
かたも。いも愚にたらず。共くこれんまの。是非

花事

乃理維ううはごめむ。相とも。に賢愚をれば。彼と
是非と。是非と。たがひふめぐる。環のは。あま
が。是を以て。彼を非道にして。膜をとりあま。
其非は。とつひ。幸なく。つひも我が。失とおれよ。
是非。指を。理小。何たりて。ほりや。あま。を。ほく
に。あま。ひ。く。回。ぐ。く。お。と。あ。く
十曰。功あると。やまの。あると。小。後。ひて。賞と。罰と。何て
よ。おの。と。後。と。賞も。功小。あ。ら。ば。罰。を。非。小。何。ら。ば。事。に
あ。ら。る。群。卿。仰。多。天。を。象。伏。て。地。を。親。て。わ。く。く。

主日

かく。官一の賞符をぬきすべし
 十一日。國司。國造。百姓を聚斂して。非道ふとの納る
 あたらぬ。國小二。君なく。君小二。乃主れ。天が下
 此兆民と。王はもて主とん。任せらる。官司の皆王乃
 信たり。何ぞあつ。公と共に。私に百姓と紙斂や
 十二日。諸官。任官者へ。我と彼を。おれどく通じ。おは
 て。職掌たしれ。或は病。或は使して。事に關る
 あらむ。然るとん。佗乃職掌と知る時と。相和て。や
 とも。初と家おとせよ。我與。國一。職分。何らん

司車

地德

中て。疎小とて。公勢。改妨る。幸あつ。此
 十三日。群臣。百僚。嬖妬ある。幸たなくも。おれ人と。稱と
 先ば。人ま。我をぬ。む。嫉妬乃憂。何る。こと。甚し
 志て。其極と。知らざ。稱と。みする。もの。心と。智れ。己
 とも。勝まる。故よ。後と。ん。德の。こ。より。優れ。後
 稱と。む。う。人上。ふ。あ。れ。下。を。良。哲の。人
 故。出。く。と。稱。く。お。れ。又。百。業。此。の。ら。に
 一。も。た。ん。ば。賢。ふ。あ。ふ。も。千。歳。に。一。の。聖
 を。得。る。こと。何。れ。なり。賢。聖。此。人。と。稱。れ。何。れ

公天

以ての國をささめむや

十四日。私ひそをむむききにむむふふとされはの道なり。
 おうそ人ひと。私ひそあまはううめめを恨にくむ。恨にくあれを必かなに
 固まくをみす。國をささめすれど別わかち。私を以もつ公こうは
 はままとぐ。恨にくむとれれ則すなち。制せい小せう違ちがひ。法はふと害がいは。是
 人ひとと我われとの怨うらむとよりおおる。あれ小せう信しんててりりここ一
 を推おすすととれれ。推お己おの強かむ。君きみは君きみや。臣おみと臣おみとと。故ゆに
 古こ典てん小せう。夫おの子の之の道みちの忠ちゆう怒ど而已のみととりりふふいいははははととららぬ。
 十五日。民を治ちふふに時ときを以もつつふふに古この典てんは

時水

ああととあり。此こゆゆ冬ふゆの月つきと際はなあり。民を健けんふふべべ。
 春はるより秋あき子こ至いたる。農のう業ぎやう採さい桑そう吐とり。民たみはつつふ
 登のぼるるに。農のう業ぎやうああれれ何なにをを食たむむ。桑そうととららんん。ああふ
 返かへるる服ふくせせぬ

品籠

十六日。大事をど獨ひとり断きつつべべ。かかああ守まもるるととももに
 論ろんずずべべ。小事はと礼らいにに。衆しゆうとともも小せう論ろんずずににととららぬ。
 ああ大事だいじは論ろんずずははおおううんで。或あるを失あららむむととを
 辨わべべたたの故ゆにに。共ともにに。たたららひひは辨わべべすすれれどど別わかち
 理りをを治ちるるととを

法

十七曰。あつく三法をうやまふ。三法といふ儒佛神なり。
 則ち四姓王姓、天姓、地姓、異姓のみに。すべて帰依する所なる。これ
 万國乃大宗あり。何き世。いつまの人の。いふ法を貴
 げらむ。人毎小きりりて。いふものいさくあらなり。よく
 なる。後後も善小福る。そのをいふ。三法小帰依
 するに。三法は留せざらん。何なる。何なる。いふもの。
 直直と云ふ。いふむ。

政家憲法

和琴

一曰。政政をするに道と。ひとりまじりて。天理天理小やまじりて。
 志志を孤孤し。私私のいふ。みに。に。いふ。人。は。いふ。
 あられ。いふ。孤孤し。て。む。いふ。人。小。あ。いふ。
 幸幸は。いふ。好好む。いふ。非非を。いふ。幸幸を。いふ。
 ても。耳耳小道理をり。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
 道理道理を。いふ。いふ。非非分分と。いふ。いふ。いふ。いふ。
 いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。
 融融か。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。いふ。

順斗

一曰。つむさくを。按の政和。歸す。物と政と和を
 融ゆとれど。兆民ちやうみんをさゆり。兆民ちやうみんとさまうて。天下平也
 二曰。北辰と。廿八宿と。又星と。天の君あり。天純
 轉移めくりとつらざる。ゆゑ。皆君あり。皇とさふと。君とさふと。差別あり。天小主と云え。
日輪公小位こうせうゐ。公こう天度てんど行ゆ。公こうめうめうははく
てさふなを。 幹支かんし三十六禽のくも。のうのう。地乃長也。忠ちゆう
 列れつ。忠ちゆう乃のう。地の義定ぎてい。忠ちゆう人にんは君。人の長ながは
 理りをり。故小王者と。公こうに政せいして。仁にんは以て化くわはは連
 也。忠ちゆう乃のう。義ぎととさふさふををはは。これ天の道てんのだうをり。下げれ

礼月

事業じぎやうは。君命きんめいを守まもり。私しのあやまららぬ。別べつち定さだめさ
 刑けいきうきう。上の政せい。とさふさふはは。あやまららぬ。別べつち
 匹夫ひつぷのの。負まく。故ゆゑにに。地ちの道のだう。ああららぬ。ああららぬ。
 三曰。天と君と。謙けんを守まもり。地乃ちのう。そのままででも
 めめぐぐををはは。若わかききふふ。ああららぬ。上のうのの。辨べんららば。
 則すなはち天度てんど。小せうああららぬ。地ちのの。卑ひ小せう定さだは。天と君と。敬けいふ
 ををはは。然しかるるに定さだめめる。卑ひ小せう定さだは。天と君と。敬けいふ
 矣いふ。人倫にんりんと中ちゆうふ有あり。と地ちの道のだう。法ほふははららぬ。

故に王者は善文として改政し。片庶の教を格
高く君命に降る

政台

四曰。人情の先小聞あるは松と竹入て。これよかざる。
故小松と竹同く丸て。片と先あせり。上と下と
の辨を大體を能く上れ方にあり。下改ゆるより
すれば。別ち上おどるて罪多えす。乱るにねあは
便あり。縁ある辨をゆるべ非あり。改をする者便也
縁小くゆるぎよれど。別正と改と先ふ。金と者と
富もはよの辨。其味まづ。と者よる。まづと

智鏡

時下の悲歎登ま。一も非改をおせば。天下みれ
くらむ。何を改て。万機改治を
五曰。改政するは。寛大あると。一也。官に法度
まら。尚あると。二也。況や苛待き法度小ありてをや。
悪象なる主宰は。泰平改せんと欲して。倉卒の心
小任せて。怨り敷多。此法度とまら。民其法の通るに
勞を事と制度。はなつ。と出づ。かくれぬ。年々
は。この教は。つひ小國乃風塵おら。唯む。山の
仁怒よ。此は。泰平と。とら。ある

官竹

六曰。法度をあつらふはみちる。先上の罪とて。これ
 上仁に怒りて。我とのあひくすまじげ。下賊と盗む。
 上公をまじられ。下訟にまじ。上盗みあて。下洗盗取
 刑すれど。月々に千人を刑するも。賊人つくるまじ。
 上まじれるにあまて。下れね。法制すれど。月々に
 万人を獄におくとも。罪人つゆることな。
 七曰。正し死政乃肝要と。公智法をまじ。孫のこめて。
 用るふあうざれど。政よあづらふも。仁徳
 あうれ。我好この者小具負ある。勇徳あうれ。威

位冠

信契

ある者小おそる。義徳あまき。賄はあふ。智徳あ
 うれ。巧あるものにくらま。あはは徳あるもの。
 賢者たり。賢者と得る。か。仁徳あるもの。
 得べ。一徳子けふ者。用ひ。一徳あるもの。て
 用まば。四徳ある賢者も。亦出来はあ。
 八曰。刑を移ふ。政の中。小重と事たり。あすれ
 事小おほも。先皇れ道をあふ。天より。政取
 する者。目を法きて。あふ。あにけり。刑は
 れも。あう。不孝ある者。と身一の罪と。見小

目ろくは身二や。不忠あると身三。不義ある
故身四と云。孝弟一の道するも。た我ほろびぬまじ。
盗賊ふもれて國ふも川。身五の若と賊乱とふくん
で則ち刑。不孝とゆるして替はまされく。刑罰
する又改折やも。賊亂とて治る事とるは。置とて
幸礼もて。とるもとるもらんや

龍 謙

九日。國はやましくするは。本と。又のそまことれおほれ
にあり。その多き。米粟のおろきにありてある。人の
世。衣と食と本と財と。美と。あめ五は。はりこことれ

花 事

と川。然るにさくあき。粟飯食で。田を耕。食。蠶と
や。あひ。衣。木。飯。伐。本を伐り。家作。金と堀。財。器。飯
造る。何と以て。ゆ。こうに。能。あ。さ。む。ゆ。こう。小。能。
出。さ。む。又。り。づ。らん。ぞ。家。ふ。る。あ。う。あ。らん。米。れ。直
多。歩。あ。れ。別。ち。五。衣。食。本。や。も。に。随。ひ。も。替。は。直
た。う。米。金。さ。く。あ。き。飯。食。あ。う。れ。入。用。の。物。と。賞。ふ
ち。れ。別。世。間。乃。立。川。ふ。飯。失。ふ。民。害。よ。替。て。苦。し。み。
あ。に。お。り。て。國。あ。や。う。れ。あ。ら。む

十曰。米粟をおほくするは。本と。又。事。の。非。あ。ら。む。

五事少のふは。君小畜へ聚るはあく。民小あそび
 のこにこらに者なく。圃子荒へおく田畑の地あく。
 政よわらきおれてなく。社を祭るに。やぶさとのねる
 法と先あそびなり。畜政をいれと用社が圃よ
 通用する實をよとのこらつむるなり。遊はこ
 する民のまは。穀物な養ひあり。あそび地と捨置が
 田畑すをあそびなり。からき控とおさげ。民あげて
 耕さば。あそびのに祭るはあく。社まもらば。そ
 風雨の變あり。おくのこらあそびは。いづらんと米粟

主目

多うるがゆに
 十一日。叛礼の本と圃やもろく民貧しきにあり。圃之
 民まづしたまひ。財寶は多庫小集めおそ。米穀と官産
 小法とて。給するゆえあり。それ社宝米穀と畜へ
 慈ふりた圃小任んより。寧おとる多と圃小任ん。
 畜へ慈ふりた代よ。貨よとて都宮小から社橋に
 おるを世小。貸りて。郷里に流る。富る民と樂で
 己が身。子孫をこむ。故子よのおそと。つらと
 れる。まづした民を。いれはねも。身と惜みとらば。

司車

何とて上の控はおとまらざる
 十二日。主上は政をかへ給ふ幸い。仁小やぐまりて
 されなく。學小の天の度地乃行。人法の理故以て。
 され先皇は蹟をふも。居故先皇は蹟小みちびき。天
 の天下を安し。と給兆民を樂ましむ。天然小御し。
 皇あり御し。虚莫し御して。王道は隆小に
 十三日。宰職と政はうも給ふ幸。義にふも。おのこ
 なく。學小の禮樂を以て。勅るにおほきごとを以て。
 天皇の天下は治め給ふ幸よありされ。心を用る幸

徳地

公天

なく。國家の安全にあつざれば。やるとはる幸あり。
 道心よわらば。腹小つる幸れ。忠事にあつざれば。
 ば。體小みはる幸なく。慮る如く。宗廟乃あやうきに
 るも。この家の幸小わらず。願ふおの。黎民は苦み
 にあつて。ごが身よあつだ。おほやけを實に。私に虚
 なく。すべし。ごの身は果報を思案してするにあつだ。
 十四日。王者は政をかへ給ふ幸い。ごの政よ非だ。
 高天の政。天皇。天。私あり。宰職の政とさす
 給ふは。我政よわらば。天帝。天帝。天。の政をりして。

為小する幸あり。ゆゑに我亦何らざる物なる
 ゆゑ。我亦非ずとん。さて敬を致きりぬ。陳氏致し
 極れば。己我をく罪科あり。然るに我亦あざる物
 故。其の物とすれば。事恐にして理をまげ。業念卒し
 ておもひ違ある。上小一乃怒りまひ。降て下れ千の
 〴〵とある。上よ一れおもひ違あれど。さるる下の
 万はくも。一みとれる。國の災も。これよりおこるをり
 十五曰。造士は。政をく事終り義あると。敬小止も。自
 の功あり。ある幸れ。学をあして。理よとまきりて。

時水

品籠

忠征あるに。忠と仁ありて。おのきれ。証を義にして
 むきぬる幸あり。上よそむく共よ。好くふる。堂
 するこ。己まの恨心も。敵や。あかたは。
 勅命に進退して。忠義と。生死ぬあり。一
 十六曰。兆民政をおそれば。陳小と。まひて。あむく
 こと。れき。農者と。耕し。培ひ。耕し。休むこと
 を。志すべ。工者の。法乃。ま。小。作。天位より。りて。地法を。立
 う。つ。く。あ。ら。ん。て。業。は。厭。く。を。志。す。に。商。者。と。
 何ひ。結む。舟渡。歩して。所作。は。修。事。と。知。る。に。義。者。

力

一

と問ひ習む。ん小案一練す。すつる事と云ふは。法
御令よつ。勅を命用小書ひべ。

法鼎

十七日。政を學にあそむれど。學れ本儒道
佛道神道なり。然るに二が中小。一道を好むもの
外は二の道をこふむ。その惡むもの。世に有
るは。後稱して。そは。わらわん事と思ふ。是我
知ると理として。そは。法を修する者なり。故に
政小あづる者。二道や。一に通じて。一偏は。こ
ゆる。為らば。おそく。いそは。一つを好む者。政は

和琴

まげん。政をまぐる時。王道す。此強勅後らる

儒士憲法

一曰。儒の道。又きれり。五倫乃源なり。又きい
身を修め。又倫法をまむ。五倫と身と立り。人として
此みちを學ばむ。禽獸のあそむ。人に。永く君
子に威儀と。そのまふ。人の和と。先と。此
二曰。儒の宗。天と。理は。天極。法は。天度。小
る。是。古聖の學。河圖洛書。小立。天を宗と。

順斗

神小通下て。人如天地の間。靈々たる年と曉に故
あり是を以て人倫和し。日用小忽に。或は天に
捨て唯日用といひ。神を捨て。若ら人の常を以
ば学ありて治あり。ちくは小似も品ち遠し

礼月

三曰儒乃学する年。禮樂にあり。礼は人の儀を
みちむる。樂は人れ和成ゆるのふ。礼は学て。天乃
若文よかあり。樂と學て。天の運度にくるふ。我を前
する。禮なる。是ことの威儀と。天理のほほめしめて。
若も年い。天理のゆるむ。礼よあまひあり。我を和

政台

する。樂あり。夫の和。天度は乃ゆるむ。をなると
より我よあれどなり。礼と樂と天と我とあひな
てこれ一なる。禮樂天我の四つ一にありて。則道
なり。もと一にあり。道理を成る。これ人倫の考
あり。禮樂我よありて。なれざる常なれ。若もあれ
てん。ゆゑ。いさかのほほめし。礼よあまひ。何ぞ爰に
道ありを

四曰儒はこれ博識強記なり。これ致知格物の勅
あり。若る。その若る。孔子。門人の曾子へ若る。一貫

の語をり。一以貫之とこれと語れば別道あり。それ
 の後くは 體と明德。其位と中庸。その徳は忠恕なり。曾子は
 忠恕をいへるにむねし。いふにあらば王者の堯舜
 禹を師とす。は下を周公孔子孟子と師とす。志一
 記章文詞小何れ。その学ふは徳あり。故小何れを
 博識なりとも。徳あるは賓客の師とするにあらば
 五曰。学問と書むこと此の外にふ。学ふは先聖は
 行ふ跡を習ふ。問ふは先聖を説置ける理とこと此
 なり。文義詞法は。その小自然とそれたることあり。

智鏡

官竹

然るにあつては先聖は法を捨てて理の法より用ひ。
 文辭とのこむひる。学問はことあり。跡
 たるの理と。理にして是なり。理は。あふ文を空
 文にして。幸あり。豈周公孔子れみちあらんや
 故小今学問。学ふは人先小あれども。それ後
 べ。或る志と。者と。文詞の。故事として。たは
 利あらば
 六曰。儒の由ある。身を修ふの。身は。心むに
 上。上古は。易経曆學遁甲

黄帝の時。風后遁甲と。他
 鬼神の。故きとむ。

力五憲法 需

終あり。中古と。本草肉經の終あり。下古と。詩書
 禮樂此終あり。道德書焉。三古に及ぶ。上古と。
 心を煉る至人あり。下古は。理以煉て聖人も
 流。おれと終乃儒と三皇伏羲神農
黃帝なり。三子
 田公孔子と執る。此間小偏我何也。三皇小偏と三子の言え
と今今三皇は終るが故
に三子に依るも亦傍偏故あり是も
非もともにも三んとするも是あり。これに及ぶと人
 終らば。實學以終あり。その遠くすも世は下
 古と。待書礼樂とも素も。あが後儒の利は辨
 舌はもらひて。周公孔子よりも家教とあり。制法

冠位

故以てあせり。事あくば。聖人の道す。礼を
 七日。儒と事ふ者。孔子は及ぶ。終る。吳國を貴
 と。堯舜三代乃ごとき。この國は異ある先王小歸
 也。故子日の國をい。この先皇は教ちす。礼
 る。吳邦の事を知ら。家神道と志らざるに依て
 たり。わはゆるものは。異國乃王来て。我國は讐言を
 せむ。故小儒を事ふ者。先我儒也。天の降山の命。おび
神武天皇を以て吾國
乃先皇と傳
者といふ。學で。この先皇の事實を知ら。何ぞ

自國に捨てる。此れ國よきなる也

信契

八曰。大學を講ずる年。至上少阿らば。身にあてて
平天下を唱へしる年。宰職にあつて。身小阿て
多國を治るる年。返して。恐らくは庶民と
とて。國も望し先造士にして。天下を治るる年。めじ。此れ
各元の神に返す。室宿とあやうに。我國の法は。
欲ふ。邪邪。望し。望し。望し。望し。望し。望し。望し。望し。
望し。

大學を講ずる年。用明天皇元年秋七月。聖皇

奏聞して。詔とつけて。禮記より。大學中庸に出一。

孝經ふあらふ。やうもに。是と。三經と。此れ。故ふ。此

う。改む。大學に。講ずる。年あり。大學に。國を。下。返

治。年。と。おと。欲する。此。を。業。い。え。う。り。叛逆。の。義。ふ。非

び。く。く。も。あ。や。ま。ら。て。漢。乃。今。祖。陳。涉。が。あ。り。記。

自立。心。と。も。い。へ。ん。年。返。お。し。り。て。此。箇。條。を

お。し。給。う。る。と。の。明。也。そ。故。に。彼。國。に。臣。子。級。身。純

道。を。り。我。神。ふ。と。神。孫。血。統。の。一。と。稱。あ。る。が。故。に。改。し。

了。臣。位。君。位。ふ。す。ま。せ。治。ふ。れ。命。と。出。さ。し。む。る。年

龍謙

ちんげがたあま

九曰儒生と殷乃湯王周の武王といふ聖人と。万
世此師とん。吳國よの理のこはきよ。故千下よりよは
討ても然明し。これを我神國ふらむまは。存え乃
飛人あり。神えい天統故紹尊で。かくれごとき地
人乃理とあてはゆえいんとあはは。宝祚を危うして。
其れ罪天より亡らばよあままはなり

花事

十曰異端はくの事い。孔子すでにその言あり。孟子小
おいて名あり。孔子は吳楚故をむむは言のここのは 是聖人の
孟子は楊朱墨翟と名はあまていなり。

道おおいて害あはれごあり。楊朱墨翟荀子告子等。其
人なり。いきごうめて老子。西方は佛教子及して。
の終ふよ何らば。今をみくは儒者と。かいまに
異端はくの事い。黄老佛神おは。孟子にの事い。
楊朱墨翟は徒と。吳楚と云ふて是まは。然る小
先賢もの終らざる。真人。至人。佛神。ゆてとせし
まは。それあまの事い。佛神の道い。聖人小舎てまは
一なり。然れば佛神をうめい。即ちこれ聖人を破る。
改めやまあり。道をそまふは罪と。叛逆よりも

そまーきさちうま

主目

十一曰。孔子、怪力乱神と評すべし。論語より云
 くり。そのおぬい。常道治論は宗とするが故なり。これ
 われ國小相懸して。我神國といふは、おぬをわたり。この
 國よりおぬよりたぬぐうに怪き事、神の功用あり。
 説されば、別神徳となす。ある。神は我國の徳は
 神なり。説さばは、母元のおぬとある。強てこれ、向小
 依るもの。わぬおぬは、飛人なり。

司車

十二曰。如神在るといふ、おぬと云ふ。爰は、神を
 ぞるもの。爰は、おぬと云ふ。爰は、神を

どの。爰は、おぬと云ふ。爰は、神を
 せる者の幽暗れ中にある。精氣冥境に沈む靈
 魂乃ておぬと云ふ。爰は、神を
 此の國に神と云ふ。天より此處に降る神あり。此國小
 ぬら、まの神ありて。天地并輝の神。おぬに、陰座
 備へ、まの神。初見、おぬの。皆、おぬの。如神
 在の義を、頻りに説いて。神社小おぬ。おぬの。徳神
 此處座に、おぬ。おぬの。國よおぬ。おぬは、おぬ。おぬ
 備え、おぬ。おぬ。

徳地

十三日。古の儒道は知とすは事と。天小天帝ありて
 神靈ありとこととある。地小地后ありとて妙化ありと事と
 知る。人よ魂魄ありて志の矣らる事と知は。物に精
 霊ありとて善悪ある事と。皆是天地の有物也。
 古の聖人。是は有物と立と。人乃常法をさむ。故に
 泰平を致して。わが宗源道小遠らば。はらわれば儒士ら。
 神佛の神通を妙ある事と。捨るむあらう。古聖
 のごころ。をまはれ物とあると守れど。別ち法立ち人
 爲伏に。然るに有物故に。すめて無やとさむ。別法すこ

公天

此放逸なり。故小皇制は弱し。神佛の神力をぬく。
 是は政乃正事なとらば。むとよ己が知るとと。爲と
 事ありと事あり
 十四日。学问はする事と。すむとく先代の儒と事
 で。後代乃儒小依ととらば。先儒と鬼神を見。黄
 泉とらば。古史に載る事あり。故小此は伏し
 て放逸ありと。わが國は神道小とむと。後儒は鬼と
 帰ありと。舍得して。野土小留する事と。神に申をり
 也。解了して。空虚小散びとらば。いまととらむとに。極る

時水

少々乃鬼と申達もえよと云神と云家と云て
 大子鬼魂冥府とひらきやぶる。嗟きとむとん子
 古史破るのこに何んて然の有物とやぶる。人乃
 極を破る。又法の實とやぶる。改れえを破る。是
 傍の神佛は道は挑て改れえとみざるなり
 十五曰。後儒おもつらく。神を陰陽は書ありと。故小
 理の躬。氣純躬乃躬あると。昔は法座師。また事と
 つととあり。又おもつらく。魂と氣血は精をり。故
 におひくる。死魂の書と昔は散滅と云つ。

品籠

此れ人間は思量と云るところにて。神佛乃智と云
 ば法座と云ふ。大己貴。乙瀬。猿田彦。立
 少々乃鬼と云ふ。死魂教滅せ。別菟。狡。八幡。芳野。
 安閑。何ぞきとむ。志と云ふ。則天神は誓ひ。地祇は信
 伏する事。並にありて。改れえ堅と云ふありと
 十六曰。孔子。西方は聖人と稱ふ。然るに儒は學ぶ。志能清す。故以
 龍手と不若。然るに儒は學ぶ。志能清す。故以
 て勢と云。或は又家と云ありと云ふ。孔子は聖人あり。列
 子の真者あり。何れもめに魚つ。いさびて偽りの終

ちむ。老子の古儒あり。冲莫此聖なり。聖なるは以て
道體とせり。釋佛の天も神めは依て終る者也。
人間の初より終るまで徳あり。終るまで是
幸ひれおとれる。あつては強きの根とある。

法典

十七曰。神乃の學の。豎は宗源。各元靈宗の三教あり。
天地人れ三元とせり。横は神心理氣境。純正
徳ありて。天地四方は六合。つら終る。汝が躬乃合板
とせむ。佛の學の。豎は戒定慧。三學ありて。又系板
みちびき。横は真俗中の三諦。つらて。方法とせり。汝の

身は終る。汝が身は今もなお終る。儒學の豎は
五倫ありて。人世は立て。横は五徳ありて。人の道は
とせむ。神道佛道は始終よとせむ。三つありて。平
皆理の終極とせり。あつては相挑て。化を終すべしと
せり。あつてはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては

和琴

神職憲法

一曰。神道の三教は本。方法の根あり。宗源は天地と
なり。各元と日祚ふとて。靈宗を心性とあつてはす。

順斗

三神道を一にして。旋返吳よに。されとひく。体と云。大社と天下をもち。國社の玉家を。ゆるし。縣社の群民と守。右に三社を。風雨に傾。猶福を。嘗る。これと以て。用と云。神用を。以て治と一にして。あつ。國の基あり。祭依。小礼と云。一。祈るに。理に以。事は。信と以て。する。これ。別神を。我と一。和して。道。茲あり。二曰。神と。心直。以て。神と。意。強と。以て。用と云。天。小。御。一。地。は。信。る。故。神職の者。い。お。の。れ。が。云。ま。れ。は。く。と。並。ある。善。道。の。う。ま。れ。つ。き。あ。は。さ。り。治。と。め。て。

礼月

敢て。不。し。の。ま。ら。に。居。る。も。あ。さ。げ。神の。妙。怪。靈。驗。純。徳と。信。じ。あ。が。先。て。は。ら。に。を。れ。あ。あ。と。う。べ。奉。事。と。あ。や。ま。ひ。陪。祀。三曰。奉幣乃法。と。つ。と。あ。あ。や。ま。ひ。ふ。や。ま。ま。信。日。心。と。神。極。ふ。お。れ。重。手。に。玉。串。は。取。も。た。う。め。小。む。絲。子。阿。て。左。は。足。は。湯。を。を。ぬ。む。心。右。の。足。小。陰。天。と。あ。む。と。浴。ふ。して。廣。前。に。は。し。る。に。靜。然。と。一。若。く。如。に。して。内。門。は。陪。祀。致。と。て。蹲。踞。自。己。の。ま。る。性。を。神。に。告。げ。祈。を。り。室。幣。の。神。の。み。と。ま。ま。志。落。あり。祝。言。

物五憲法 申

と神はきよきこととれ也。正殿の神の徳界なるを
奉供と神は氣生あり。亦乃又の法一も皆正し
くしてつくりしるに礼とひては

改台

四曰神は事法みちは謀信乃く法よとまりて
う後ぐしと神境をたのらば是ははるる事聖人
なるあゝとす。况や凡夫とや故ふおろろあるが如
くにして誠信よとまはるるに神意をはるる
をたると神意にうねとん

智鏡

五曰社行の法は恭敬なりとて神とこれまめ

官竹

鏡ありと神ふりて社事は百箇これ靈事あり
等宗の仕方とてといづらんぞあむむ故よ崇尊と極め
恭敬なつとん

六曰各は法則いふ無とやのありにありつとゆる
又各とい火の忌食は忌行の忌浴水乃事則純文
これたり火の忌い生れ忌。死の忌。畜の忌あるもの
血の忌。月水の忌。獣を食せる者これ忌。穢阿る者と火
坂田ぐくせざはなり。食は忌と毛。畜。牛馬犬
奥。食をば行乃忌い。煙事とまけ。血穢産

功五憲法 申

穢ふふまじす。戸取ふゆるに浴水ゆすいのまじりて連つら毎ごと。

七日、二十七日、三十七日、流浴りゅうよくする事ことを行なふ。則すなはち後除あきし祝いわひ

言ことをこむむなり。社人しゃにんの清めを考かんふ行なふ時ときふ祭まつり消けす

るもれい。清めは浪なみありゆるせふまじは神かみとあぶら

う。身み取とはるはまあま

位尉

七日。祭供まつりかみけしるやまはひ。常つねふの神恩かみのかみと謝あまし。別わかて

は災禍わざはひ災わざはひをらぬ。故ゆゑに祭まつりする時ときに別わかり有ある法はのまじ

くに。殊ことごとく事ことを用もちひず。經きんに疎そある事ことをかきん

法は供かみの儀ぎの法はのまじり。やまらるるにまじり奉まり。

信契

儉約けんやくとくまじす。みそあへは好あまとるはあへくまじ。この
堂どうの流ながりもあへくまじ。みそあへく用もちひる法は及および具ぐは。
宗そう縁えんてはくまじ納なめ。河か流りゅうは流ながるるれと流ながり
流ながす。神かみと祭まつりする事ことを甚こゝろ悦よろこび和なごみ以もつて。眩くら眼がん荒あ威い
れ事ことあられ。是こゝろ神かみをまじりて法はをり

八日。神事かみごと法は流ながり。文ぶんふりてくる。如ごとくはして。事こととのまじり
ふ。義理ぎりをつきそく。流ながり事ことあられ。神かみ代しろを正ただ直ただに
時ときをり。事こと法は流ながり。重おもく史しは。義理ぎりの文ぶんをかきん。後あとの
人ひと々。吳國ごこくの文ぶんをかきん。そ神かみふあらむて理り會かいと記し。

神文はば吳文と称さるる也。寓説造言故なるに事以
まゝ思ふれず

龍謙

九日。神職乃修禊^{しよまき}の。信^{しん}は先^まおし理^りと後^{のち}に。理^りの賢^{けん}
にあらざれば徹^{とほ}らぬ。聖^{せい}ふあらざれば畫^えはぬ。理^り子^し
とゆらざれば知^ちふあがひあり。理^りとあやまらば神^{かみ}の邪^{よこしま}と
はさる。少^{すく}しつと神道^{かみのみち}故^{ゆゑ}をみ。多^{おほ}ちまら神^{かみ}の咎^{とが}ふ
あさる。まゝに修^{しゆ}は望^{ぼう}く。宗^{しゆ}と望^{ぼう}く。実^{じつ}よらうも
理^りとあやまらめば。違^{ちが}きごとくもの可^よか

花事

十日。神^{かみ}よ本地^{ほんぢ}の場^ばふある也。跡^{あと}は臺^{たい}る場^ばやある也。

宇原^{うはら}神^{かみ}と本^{もと}と。毎^{まい}え神^{かみ}は改^{かへ}しん又^{また}宇^う佐^さと本^{もと}と。曾^そ山^{さん}
は跡^{あと}中^{ちゆう}へ備^びと牧^{まき}園^{えん}と本^{もと}と。春日^{かすひ}は改^{かへ}しんやとるがあはる。縁^{えん}よ修^{しゆ}て起^{おこ}

はもあはる。故^{ゆゑ}子^こ毎^{まい}と社^{しゃ}祠^{ひら}は改^{かへ}つて。おのく

異^いあり。陰^{かげ}屋^や 重服の間敷屋は陰 出^で郡^{ぐん} 重服の時のふかき

出^で郡^{ぐん} 出郡とは 忌^いれ限^{かぎ} 忌れ限とは 返^{かへ}まげて思^{おも}はらぬ。又^{また}少^{すく}しつと指^{さし}

ふも。化^{まじ}乃^の信^{しん}も理^りより故^{ゆゑ}は多^{おほ}て赦^{ゆる}し納^いる事^{こと}あり。

忌^い毎^{まい}教^{きやう}秘^ひなる故^{ゆゑ}以^もつ。神^{かみ}信^{しん}は社^{しゃ}立^たつ。神^{かみ}職^{しやく}の者^{もの}

しとあはる。ゆゑをふす神^{かみ}は。則^{すなは}ち神^{かみ}去^さり社^{しゃ}廢^{すて}る也^{なり}。

十一日。大社^{おほ}小^この勅^{ちゆう}使^しと改^{かへ}し。國^{くに}社^{しゃ}と國^{くに}司^しふ命^{めい}と縣^{けん}

社^{しゃ}と國^{くに}造^{ぞう}ふ命^{めい}とて。神^{かみ}託^{たく}婚^{こん}故^{ゆゑ}貞^{せい}に。實^{じつ}に神^{かみ}志^しと心^{こころ}

主日

勅五憲法 神

く。毎年神を祭して。神の望と望と望に意として
眞座と爲。或は意と体と意は。別ち神賤之とて
利をう。あふ之とて。諸神をふくむ。社頭は法
里法。其の國々各元のみたり。神若天よりまを
む。別家祚をす。國は威とんたり。異國来り
侵さん。とて。海あふむ

司車

十二日。天下の宗廟。大連これ。大社。大徳
小徳。大仁小仁これ。宗法。國社。大仁小仁。大祀
小祀。あふ。大祀。す。大神大祠。社位階の神

地徳

官と社。つう。無階にして。事。神を。國は。十三日。神明。佛典。大覺。又。各元。ちうん。あふ。返。返

わさ興おこるることい勅脩しゆるあることんあること
孝まことおふありいむむい則共小すれ海あふ
とそはすあらら共ともなりきり

公天

十四日わの國と天号

天武二年親躬可美葦牙彦男等たり又云
勅して七代の天孫世に天王列て天照

皇を神 奇元の國あり神代より人魂と祭りて

神明小混せず人の世よりぬる隨ふ皇天王法臣まへん

連つら友人たみ父祖をあむむらふとも神号あむといふなり

かう社陵廟みづ以奠まつはらふも祭礼社事といふ

せざりあ社あは信まこと多おほ芳野よし宣化元皇三年吉野金峰山
は藤王権現とありとれまは菟狹う

時水

欽明天皇三十七年豊前國菟狹
において八幡大神とありとれまは 社あは信まこと多おほ已現の靈神といふすべ

社祠をつくる祭礼はらへるこれるま

十五日天皇神明とあつ先終ひて神戶社領の民屋たみと

置祭田あづか社終のの田地たと祭法に神田あづかといふと小とあり

神相とつと先は神友とて有あらう社あは信まこと多おほ神事を

ねとつと先は神相を食神物を費つひに名つめて

盜巫ぬすといふは神職と神と事とつと改やあふ

品龍

十六日神明とあつ釋迦しや法はを修せん奉改まといひ

冷ふ社祠小おいて祭と乃すなはと威改増ますがとあふ

ころろしぬ神は法ふよまてふべし。若釈氏おのま
 がら終を以て神祇を以て成佛きめ。淨土を導る
 事終するも法ふおいてい。ちかく制しとめ
 て僧として修むことと改むせしむる事ふれ
 十七日。佛典と西説の神及儒文の蕃説の神道
 あり。大神の託宣と神代の上事と改知るべし。
 少ものにまはをく。いとむる改精くして神文
 純玄幽を述る。兼て學むんべあるべし。

法典

釋氏憲法

和琴

一曰。大道をもちめて。五倫は緯。和合は
和合 成。善闘場を緯度 任は。れ僧の仕方
 あり。歎あき及びおろづるや。我あるが故
 に。これのうらまは。是とす。三寶佛法の道
 に入る。國はほと。改るるに。然は歎ん
 念怒は生じ。己我と散して。和徳を。い闘緯
 改あさび。倫と廢する。盜と人。中不置て。人の念と
 あらふ。道は廢する。賊と。佛氏の中子置

て佛施れ食とほどもびくす

順斗

二曰釋典と三國の通じて宗やも後なり。百機の爲
極なり。賢者の賢にそ覺道はつとび。愚者の愚
にそ因果とおそる。誤りて政道はみちびき。治め
びそ万機を正しうに。故小緒國諸王と社と教ふ
そ社興廢と僧道よあり。僧ある者道とすつとび。佛
法理はうしあひ。法を失ふ。僧もまことあらふ

三曰戒と緒佛極教をつる社門なり。故法身は

舎那ハ華藏小先説盧舎那佛。蓮花臺。世界よ。先戒品と後修ふ。梵網經のそと應化乃

釋迦ハ鹿野苑小先説鹿野苑。應化とい。釈迦は應身佛あり。鹿野苑。華藏小先説と後修ふ。梵網經のそと是と

以て衆僧と戒法多僧は教よ入る。戒とやふれど

僧とおに戒よあるはこれ僧なり。戒とまらざりて僧

に阿らげ。心と戒よ依も理り。徳と戒よ依て成る。戒

破或は沙門と。いまごお乃きとふ化さげ。何ぞ人を教

むや。此國と善は遊民あり。王者は放法なり

四曰戒定慧と佛典の大綱あり。機小修ふの宗教。

千万法科あり。大綱は離くくやれに別立く病ふし。

戒ちとこれ定い。あれくくゆれ定あり。定を記乃

台政

慧とこれ礼慈あり。戒定慧の三学立も佛門立

智鏡

三学増して佛門もあす
五曰講をたずるとは。僧尼信男信女の四部弘講習
して。僧俗をこころ。戒律の義と。定慧学との終あつ
しむ。真俗中終三諦と講して。在家出家任と兼
中終間ふさめとつとあつらひむ。十界弘講して。い
三悪あく 地獄餓鬼畜生をのこひ。三善ぜん 施羅人 阿乞上を慕ひ。二賢にん 智同 縁覚
故あのみ。一聖せい 菩薩 佛と求めむ。四恩ごん 父母恩 畜生恩 國王恩 三宝恩と講
ぶてい。父母とつとつとび。王者弘くやまひ。人倫と初め

三学小留きしむ。五善弘講して。い。善

と法くして悪弘絶しむ。五心を専尔。品未。没。氣。際。淨。等。流 のみんあり。故に因成。能得とらふ

講して。性理を曉し。因成性得。此境界小留せしむ。

これ聖者乃化とつとみちなり。或とおのまご執

する道理よまごせも誤らむ。七佛の通じある教

あらば。おそくく佛乃として小徑とれ。檀越

して罪人とれしむ

六曰僧階と。もと戒よ依も立。りつと。姓あしむ

てよとらず。比丘を上座し。沙弥を下座し。是古佛

官竹

此法節なり。或は朝籠ときもの。或は威記と忍み。
はぎて位座應對はるる。と此何ぞ佛乃徒
ありむ。即ち俗徒は

階冠

七曰僧ハ一體三寶

三寶一味にして。住持三寶

本

の仏性も法法判
發原衣の傍とのふ。

は奉つて。んうまふ。身おろして。晝

夜つとめて。時返らるる。於とも俗民は農を勤め
て僧おあふ。僧らぬと念で。僧法を法と先ずん。
そは罪のさる。和邪。僧者罪とおそ。社されど。檀
越の罪遮るる。と俗あり

信契

謙龍

八曰僧やあるとて。深くあつ。縁て古佛の在はるは
見よ。報佛報去をきま。れ。或は理解して。他も古
佛あり。自性是なりと。又諸佛とこれ理れ名。
其の人邪。と。成佛の人を。汝悟て何者
や。又云。佛は感應あり。と此理の感應也。
と。因果はむ。に。此見。也。
す。信は住して。法佛は三身の境界と。ん。
九曰。一佛小帰。一法は信。悉地と成する。と此
佛典は一義なり。是は一行三昧と名く。虚妄は

阿らび。又大さふあがず。新氏の学におして大道を
 せむ。王道行政よおして利阿らび。佛と聖が中れ聖
 あり。我卑の道れ。公が中れ公あり。私小の理れ。
 菩薩僧々君が中の君あり。俗野乃行を。己にそ
 諸悪莫作。衆善奉行。みづろろろろと清く。おれ
 大道をり。大道いほはすべろろ。一行を別子
 阿らび

花事

十曰。佛典ふい冥府と明。惡報と明。不義は者。
 をいはみちとろろ。よく冥府乃惡報は

三曰

知る時と。惡事ははある。又佛界と明。善果は明
 け。聖智は者。學習上の業とまろろ。よく佛
 界善果をすろれ。則願と善報おろろ。善志み
 どりによきと。妙経とて。冥と明。すまふれ
 十一曰。大藏小。如來一代乃。雨とろろ。晴は清く。敵を伏
 し。乱を治る。咒法ある。賢僧とれ。修すろろ。強
 け得。世に流あり。これ佛典と。天服。神歸。龍
 歸。鬼降る。能あり。或ろその流あくば。何をひての
 冥府幽地とろろ。冥はあろろ。や。そ強の有を。

新五憲法

三十一

司車

僧者れ徳よあり

十二曰。小乗と。神と。といふ。め。沙汰。より。も。種。ん。に

大乘い。高地。は。知。る。貴。で。菩薩。と。い。吾。國。と。神。國

にて。佛。れ。本。の。神。と。菩薩の。仍。と。修。し。ま。ま。ぶ。佛。と。成。神。あり。佛
花。履。經。れ。も。夜。神。名。の。如。し。是。と。未。滿。神。と。い。ふ。

乃。此。の。神。有。乘。化。の。神。あり。佛。小。乘。と。い。の。國。れ。理。し。え。ん。に。

き。と。大。乘。と。學。び。も。の。を。ら。神。明。は。多。う。つ。と。ん

十三曰。大乘に。勝。る。方。便。あり。念。佛。密。咒。を。

真。言。罪。は。消。し。大。乘。妙。經。の。樂。と。あ。る。説。法。の。ふ。

お。後。そ。ら。ふ。き。け。ど。罪。は。加。る。に。似。たり。實。小。お。も。い。だ。

徳地

す。と。ぶ。る。罪。と。し。る。念。願。は。因。縁。薰。く。引。く。法。ひ。子

悪。と。あ。る。善。は。わ。る。あ。ふ。入。法。義。智。れ。道。は。終

し。多。る。悪。人。と。し。れ。は。あ。る。ぞ。れ。ど。善。小。入。る。と。し。痛

む。と。も。れ。妄。よ。や。の。い。七。佛。れ。大。道。と。い。う。む

十四曰。辰。且。の。大。德。佛。經。と。釈。す。る。に。と。れ。り。と。理。解

と。て。正。辨。と。矣。ふ。て。寓。言。と。し。る。あ。る。佛。と。聖。が。中。れ

聖。あり。何。ぞ。虚。誕。と。や。の。む。又。神。が。中。れ。神。を。り。造。を

お。と。い。ふ。の。事。れ。佛。説。と。云。實。れ。中。乃。真。なり。

事。と。し。く。に。事。の。と。し。く。あ。ら。ざ。い。た。う。と。し。り。に。理。解

公天

時水

さらさらなるすあたらきなりねり
 十五曰。外道げいどう。地獄ぢごくの後せう。返うりかへと云ふ。それと方便ほうべんの鏡かがみ
 と云ふ。まづ方便ほうべんれ名目なめくとけはるまで。まづもそれ返うりかへ
 に有ありとれき同おなあると云ふ。はらへ偽いつはりあも右みぎ子こ同おなじき
 見けんあありてあたらき。汝なんぢなんぞ梵ぼん学がくふらうと云ふ。
 其そのの方便ほうべんれ目めい。小ちひより大おほいゆき。大おほくも佛ぶつ子こゆく。
 其そのの階かゝ級きゅうとさすれ各おのあり。無な法ほふ作つくり耶やと有ありとせば。
 其そのと云ふと偽いつはりやと云ふと云ふ。志こころと云ふと別人べつじんとあざむく
 小ちひあたらき。と云ふと或あると偽いつはり子こ欺あはむくれ後うしろ返かへと云ふと偽いつはりも

品籠

神鬼しんきも何なにぞ是こゝろとさびて。聖せい王おう世せ尊そん純じゆん説せつと云ふあじや
 十六曰。辰たつ且かつは宗そうあり。推古すいこ帝てい時とき日本にっぽんといひまじ。宗そうと云ふ
 つまのい。それ執とらするあは純じゆんと云ふ。ゆるは義理ぎりのあひは
 極きくたつと云ふ。法ほふまづ自みづから代かへと云ふあじまじ。あはひ
 ちをまづ河かと云ふ。宗そうは律りつい。獅子ししの身み中ちゆうの虫むしか。己おのれ小ちひ
 生なまどて。おのれと食た己おのれと云ふ。又また兩りゆう虎こは幸あひまに似にたり。互あひま
 小ちひあたらきて傍かたわらの狐きつねと云ふは食たとれる。又また檀越だんてつと云ふと闘たたか
 志こころむらむら。團だんれと云ふは是こゝろより起おこる。佛ぶつ道だうは破やぶり。
 王おう政せいと云ふは。と云ふと我われ小ちひ入いれ。律りつは本ほんと云ふと云ふ。

十七曰佛。伏羲

伏羲の先は聖人なり是
が事を後述するものなり

老孔と記し

廣弘明
集清澤

法苑珠林

老孔といふは西方の事なるを

西昇經吾師化して
天竺に遊して

列子孔子の方に聖人
ありとの語あり

志す此は儒とそまじくんと佛理小

きとむ。佛と天神は聖位は統治す。神は佛の皇

天小代と下化して治すといは託宣して治す。志すれば神も

治す。此佛の心。佛は五心と。神は五心と。神は五心と。神は五心と。

則儒の五常あり。佛の五大は神は五行。儒の五行也。

佛と神と儒と。本一なるなり。故にききとす。兼學べ

兼はふぶといは。別理をつくる

附言

勅小曰く朕幼弱故もて。後大綱を継ぐ。爾来何故

以て萬國を對し。列祖に事へむ。朝夕恐懼

堪ばるなり。朕もに百官諸侯と度く相推す。列祖

神御偉業を継述す。一身は艱難辛苦を問ふ。親ら

四方を經營す。汝億兆を安撫す。遂に千里の波濤は

拓開し。國威を四方に宣布す。天下は富岳は安きに

置む。汝欲は。朕一度足す。非常に驚か。朕は

志し。汝億兆。朕が志し。汝體認し。相

て私見を去り。公義を採り。朕が業は助ち。神州を
保全し。列聖は神靈を慰なぐさむ。奉り。幸甚。
辰三月二十四日

かゝる勅意を拜承し。感涙もあはれ。心は
何れに任じ。何をもち。身命を奉り。大恩に心は
はる者。を先て。耻はむ。激げき発はつし。有志を以ては。
隨分謝儀の志。以て。勸す。

勅して非常に驚ま。朕の志。は。心は。ひとの心。
懺まごの恐れせむべき。古語は。非常は言ひ。人の耳に逆さかす。

傳ある。此言。地は。八耳皇子。夢殿の内。金仙は
告つげげらる。非常を去り。神祕乃神文を以て。天神
冥界は。記を。上家の記録に依り。皇上は
冥事記に。其天相高妙山の上。虚莫天と。初見。
九天六地は相分明ある。幸。當あたは。如ごとく。若くは。大紀を
常人は耳に達し。只知る人。を。若くは。大紀を
拾て。旧事紀。古事記。日本紀。乃三略書（こゝに秘し）。小伝（こゝに秘し）。
吾國祖神を。天と。地と。人種を。造り。人種を。造り。造り。造り。

此二書多。天地開る時子生所神也。天之御中至尊と
 して。天主所造れ天地中に生るるは養ふとあり。彼
 天主は所屬と稱ふ。然るに敬神愛國の勅言違ふ
 多。神國けんこくやあるに何れや。若此大本紀小依こいに
 天地未開先神二代。次尔正まさし天地を并なし神俱生。
 獨化各七代中の第四代九天中の身五重天。此兄等は男形才さいの
 女相創つくり現あらはれ。然るに彼王始はじめる男女は産うまはるる。
 漸おそくは身三代の神小こつれ。故尔吾元祖神わがもとより
 見みれは。彦神ひこと稱なふ。然るは尚一は彼かれは神かみと。天神

の部入いりる。とある。再往または六地中むつちに任まかせあり。いに
 せられ。彼の創世記せいせいに曰く。首日小。上帝かみ創つくり天地と
 造つくる。其地虚曠ひろ也。淵滄ひら海うみ晦冥くわいめい也。此既こゝは晦冥くわいめいといふ。
 故尔知し九天乃光潔くわくせつよ何れ。六地むつち隱ひそみ冥くわいあり。又上帝曰。
 照あ育あ水面すいめんといは我六海の一也。又曰。即光其光為晝ひる其
 暗くら為夜。有朝有夕と。是九天光と。六地乃冥くわい也。二日小
 上下水相あひまと。六海の異ことなり。三日小。陸地為壤つち謂いふ
 水匯みづ為海。其地生草くさ。四日に分晝夜わかれひるよる。令たま三光麗あは天。五
 日小。造水中魚類ういづちのいさな。六日小。造六畜昆虫走獸等むすぶちのむしといふは。

吾地神祇神用ふして。文已小晦冥ふつ。九て光陰乃
所任にあふ。隱山の正位中も。六地已下神をんぞ。
そ牙七代乃属と移る。敬神愛國法。勅意正平成に。
然る三紀を略し依も。彼が融うしめ。故更むりい。志るに
此大紀の選用とまき旨はも。萬國卓立法。勅意満足
乃一助に成むことを。花頂に神阿士。二十を餘年の勉強
はもて。大紀の徳を顯し。且東京に遠きも。月あふべし。
文部省官に彼印を垂給ふ事。傳聞乃有志。むら
尊。收し感称さびと云と移。予も亦此講説をや。今は

盛業は見えも。ほむむ小堪に。神のや上元復古は時。
王政一新の天運を開き給ふ。折しも。聖徳皇太子は
遠忌に中。あは。神武帝復古の憲法。儒武のあは
隠及き。二百二十年來に廢は興し。千有餘年乃神
秘と顯は事。一新法を運よむ。天皇の擁護とや
いふ。聖皇太子は冥加あむ。方今未曾有一新乃
大活眼。萬國拓開の威勢を輝し給ふ事。此官印に懸知
し奉ふ。神武帝は神靈ふ。何を以ての
は。聖業に。その收む。狭き袂に包み給ふ。は。

傳子と此報國のつめに。身命をさげべきは時運あり。
祚ぐらうい上天欣求れ足身。おくれ意は法さむりら。
競ひて 勅意を成さぬと励まし。指をねて 龍顔
法をさむとあしむ幸は待望しや。けごるは開の倅
も解ぬ。務立道は前後めりぬ癡言はけりて。志
あむむ人々と進むことんを解

壬申六月天赦日南都東大寺四聖坊

紫磨黄金院

僧正義海謹誌



附

羣書一覽一

此書の題の如く、書名巻数等知らしむる書肆の急用
にして、義子於て正依するものあり、識者惑ふ事

あり、義俊曰。大舊事紀の潮音の偽作ありとて、此をさふい

何と云。楠氏此大紀三十と見。その中小別々々未然本紀

採用して。大軍と策川事。太平記後醍醐帝山門子に在り時
山僧四五輩に命じて紀す

ふ。ふ出づ。又軍旅本紀を用ひて。武威は異邦不称せし此

是と賢息正行子遺属せし事。楠氏七卷傳子

紀に所謂楠公々元弘年間の人ふして。延宝は潮音ふ

先立事。四百年をさむ。其四百年後の人は偽造といふ

なり。又皇太子は題に。先代舊事紀なり。大成經は

名い。太子薨後。帝儀勅許あり。又推古帝廿八年。聖德

皇太子奉勅。修あまは。官ふい。天皇と始奉。聖皇

太子。馬子。御食子。川勝。鎌兄。六家。記録司。日本紀より書曰と

の序より同紀と又僧小い。惠慈。豐國。儒よい。學。寄等。衆議。此

製。五憲法の序小いあるが故よ。各家草稿の本。矣にして。往

往。聖皇曰。又天皇詔曰。等や。記せるに。獨製よ。能ざる

的證をり。應知。一首半句の詩文も。草稿敷な小及なり。況や百四十卷の

然るに入鹿の乱。焼盡は。い。い。此諸家の草稿。い

知ざる。能ざる。い。日本紀廿四卷曰。蘇我大臣蝦夷崇臨。誅悉。燒天皇紀及

百四十卷。而今所流布者。只七十二卷。蓋纂疏所燒殘。皇者指焉。具子別記。例せば。秦始皇帝。天下の儒典を

焼盡せる。い。い。今現。緒。國。小。充。満。さ。る。が。お。と。今。此

大部現本。野山按察本。由緒別記。鶴鶴本。長野本等。此。三。古。異

本。何。り。其。年。代。知。ま。ら。ず。古。本。或。い。元。和。宝。曆。天。明。の。寫。本。

刺本。潮音鶴鶴本と。か。て。長野按察の二本。校合せり。於十六卷。天神地神。并。高

大急務巻數。區々。なり。又。紺紙。金泥。等。此。諸。本。諸。山。神。社。小。秘

傳。さ。る。こ。と。枚。舉。ま。さ。ら。ず。且。延。宝。の。焼。滅。を。偏。學。獨。り。執。政

改。私。せ。む。也。武。權。小。橋。も。れ。所。為。に。て。根。本。神。書。と。因

は。る。過。一。新。す。べ。き。れ。や。一。なり。方。今。天。運。復。古。の。神。威。故。

万。國。小。振。起。は。勤。王。護。法。の。至。要。天。下。は。有。目。熟。覽。一。法。へ

か。但。後。人。は。潤。色。と。真。偽。の。論。小。至。て。い。古。書。異。見

區々あること。此書は局々あること。今只て下實用古事は
 知るなりと要とに。一人の全書とて悉く信ぜざるは其の誤なり。其の
 意を察せしむるに古代の文明開化と志滅は、殊に癖學疑議の終といふ。
 其疑議所論小きらば曰く此大紀より選定する。十卷旧
 事紀中に三代格中小定る。桓武天皇御宇攝津國名保存するがゆゑに。
 偽といふものなきこと。何ふとれと。日本紀二十卷ふめ
 亦出せば。偽やすべし。大紀の推古帝廿八年小なる。桓武
 帝元年まで百六十八年と短し。又這字の
 宋朝小始まれるも此本紀小何る。本紀後偽の終と言
 もはあれども。宋より六百年前。梁王所集の玉篇小も出
 字ありといふ。此と似て偽やすべし。此の如き明證

はさるべ。自所見れ及ぶこと。故顧として。國紀根本は本紀と
 全偽といふものなり。証るの甚きこと。一。旧事古史、日本
 紀の三書、依る
 我天神とてまはれ属は。若大紀に依れば。彼天王と云神孫の属は。其損徳
 を見ふべし。而してこそ後と考らねんといふこと。耶蘇の魂魄を人
 托して我神は。極なり。且此餘百端の終ひも。百紙小列記し流布に
 する。人の知るや。海なり。伏して請奉る。神孫する者。
 誰う神恩と思ふこと。若夫思ふ時に。此大紀に依る。天王
 の属とあらば。そのを還る。彼は属徒と。我天地の
 神事天政小大功ある事。辨知すべし。若くは辨へず
 和魂勇進せば。此古書の中に。後人れ潤を混乱致す。万国
 卓立れ一助を備へ奉る。是れは。是れと官見ぬもて。

あ

東五憲法

選舉するまじ能ざるのともなひ。全書とて偽として。國
室の古色。根本草稿と因ちかするいひうふどや。清ふ勤よや
神孫。近來衆議して。そまを度取とらふ。後人の言ひら
かくれぬ。況や千年に古色。神事の故典。何ぞ熟覽
せざるべけん。何ぞ勉強せざるべき。 神阿謹評

拙堂文話

齋藤記

本朝文章以上宮太子憲法十七條為最古憲法
之成在。推古天皇十二年實當隋文帝之末年
故其文有漢魏遺風矣。文此言可謂至當哉

院 勝 尊



三教則 說教要集

全七冊

此書ハ教部省教則三條ヲ辨解シ衆人ヲレテ勸善懲惡ノ大意ヲ教
示スルニ用タリ御布告ノ書ヲ初メ諸家建白ノ書及ビ諸宗說教要義
諸法寺總テ眼目タル所ヲ抜粹シ纂輯セル物ニレテ神德ヲ崇敬シ國恩
ヲ報シ大埋入道ヲ明ラカニシ上天子ヲ尊ニ御政射ニ時ラス内外各國ヲレテ
和親シムルノ深意ヲ説論スルニ最極便宜ノ要集ナリ

| | | | |
|--------|------|--------|-----|
| 說教要義辨解 | 全二冊 | 神教經 | 全一冊 |
| 說教三條辨解 | 全一冊 | 宗德經 | 全一冊 |
| 日本書紀 | 全十五冊 | 大和三教論 | 全七冊 |
| 教導要義抄 | 全二冊 | 鼎足論 | 全四冊 |
| 聖德太子實錄 | 全二冊 | 諸宗說教要義 | 全一冊 |
| 五憲法 | 全一冊 | 三條畧解 | 全一冊 |

京都書肆

寺町通三條下ル門
めしきや 神先宗八發兌

